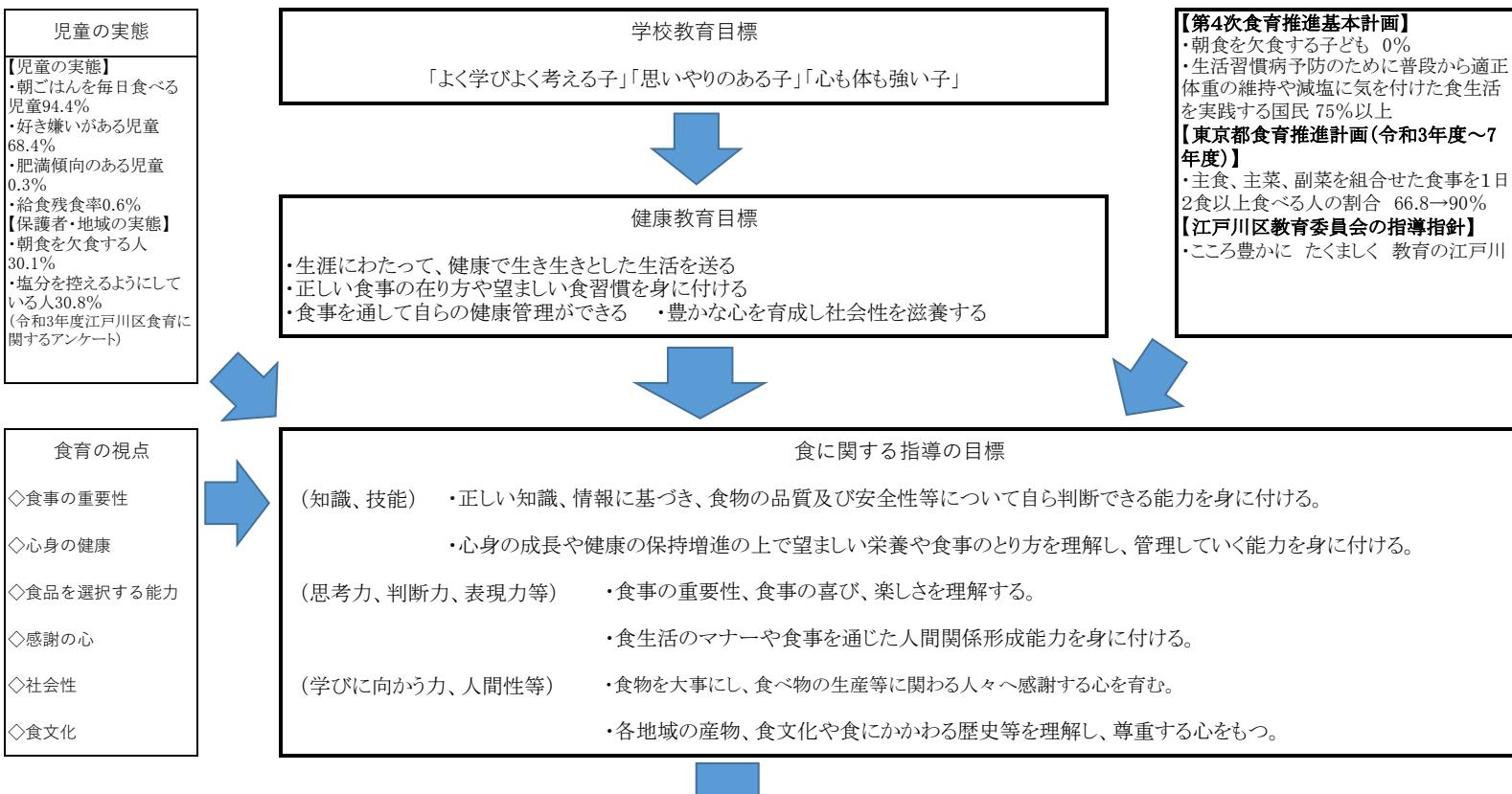


令和5年度 食に関する指導の全体計画①

江戸川区立篠崎第五小学校



各学年の食に関する指導の目標	
1・2年	食事のマナーを守って、だれとでも楽しく食べることができる。
3・4年	朝食を毎日とることや、好き嫌いなく食べることの大切さが分かり、実践しようとする意欲がある。
5・6年	バランスのとれた食事の基本や大切さが分かり、簡単な調理ができるなど自ら実践できる。

食育推進組織

生活リズム向上委員会(食育):栄養士、養護教諭、給食主任

食に関する指導

【教科等における食に関する指導】

- ・関連する教科(生活、社会、理科、家庭、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動 等)において、食育の視点を位置付けて指導する。

【給食の時間における食に関する指導】

- ・給食を食べる経験を積みながら、給食を教材として食品の旬や食文化や教科等で学習したことを確認する。
- ・給食指導として、準備から片付けまで感染症対策等の要点を抑えた一連の指導を繰り返し行い、食事のマナーを習得させる。

【個別的な相談指導】

- ・食物アレルギー、肥満、やせ傾向、偏食等の個別的な相談指導を必要に応じて校内職員や家庭と連携して行う。

地場産物の活用

食育の視点に配慮した献立を作成すると共に、可能な限り国産や旬の食材を選定、また江戸川区産の小松菜やしんとり菜、東京都産の食材(トビウオ、ムロアジ、あしたば、糸寒天等)を使用し、これらの地場産物等の使用について献立表や給食時間に紹介をするなど給食時の指導に活用し、教科等の学習や体験活動と関連を図る。また、小松菜の農家見学等の学習や、体験活動とも関連を図る。

家庭・地域との連携

給食だより、給食試食会、関連行事への参画、学校保健委員会、給食運営委員会、ホームページを用いた情報発信、学校評価

食育推進の評価

食に関する指導や学校給食の管理等の活動、児童の実態(残菜等や生活リズム等)

【第4次食育推進基本計画】
 ・朝食を欠食する子ども 0%
 ・生活習慣病予防のために普段から適正体重の維持や減塩に気を付けた食生活を実践する国民 75%以上

【東京都食育推進計画(令和3年度～7年度)】
 ・主食、主菜、副菜を組合せた食事を1日2食以上食べる人の割合 66.8→90%

【江戸川区教育委員会の指導指針】
 ・ここに豊かに たくましく 教育の江戸川